

令和4年度 豊田市立足助小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考え方を基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

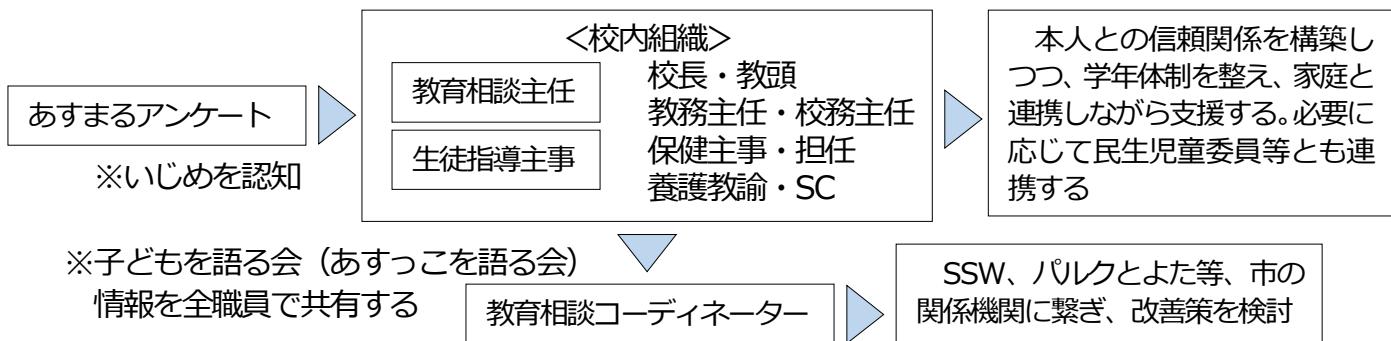
そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

従来から校内に設置している「いじめ対策委員会」をいじめ防止対策組織の要とし、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭（教育相談コーディネーター）、教務主任、校務主任、生徒指導主任、保健主任、教育相談主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員等を加える。

子どもを語る会（あすっこを語る会）を定期的に開催し、情報を共有し早期発見に務める。



（1）「いじめ対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケート（教職員・保護者・学校アドバイザー）を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・「あすまるアンケート（いじめアンケート）」や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- ・定期的に実施するPTA役員会において、学校の現状やいじめ防止の取組を報告する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握（いつ、どこで、だれが、なにを、どのように）に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。（いじめ早期相談表の活用）
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

（2）「いじめ対策委員会」等の開催時期

- ア いじめ防止対策の検討やいじめの事実への対応のため、必要に応じて隨時開催する。
- イ 毎月1回「あすっこを語る会」（子どもを語る会）を開催し、全職員で情報を共有する。
- ウ 緊急のいじめ事案について、職員打合せ等で全職員に情報を伝達する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

（1）いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学校・学級づくりを進める。
 - ・全校縦割り4色チームによる学校行事（運動会・駅伝大会等）や当番活動（清掃など）
 - ・集団生活を円滑に進めるための約束事「あすまる3」の委員会主体での推進活動
 - ・園・異学年との交流、全校遊び、他校との交流（都市と山間交流）などの活動
 - ・個々に責任感をもたせる一人1役以上の学級係分担、委員会活動
 - ・全校を対象に思いやりの気持ちや努力する態度を認める「あすっこ賞」の授与
 - ・学級での「いいとこ見つけ」の取組
 - ・チャレンジロードでの善い行いの紹介
 - ・朝会での「いでよ！あすっこヒーロー」で一人一人が活躍し、認められる活動の実施
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
 - ・「楽しくてよくわかる授業づくり」を研究テーマとした現職教育の推進
 - ・少人数学級を生かしたきめ細かな個への対応
 - ・学習の基礎・基本の習得を図る月例テストの実施
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
 - ・道徳推進教師を中心とした全校体制での道徳の授業・人権週間の取組の充実
 - ・人権擁護委員などの外部講師を招いた授業
 - ・体験活動を通して、人・もの・ことに触れ合い、ふるさとを愛する心を育てる生活科・総合的な学習の時間の充実
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

（2）いじめの早期発見の取組

- ア 「あすまるアンケート」（毎月実施）や教育相談（6～7月、11～12月の年2回。事前にアンケート実施）を定期的に行い、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
 - ・休み時間や放課後等の児童との会話や様子に目を配る。
 - ・連絡帳・電話連絡等による保護者からの情報に素早く対応し、現状や取組を連絡するなど連携を密にする。
 - ・担任以外に保健室の利用やスクールカウンセラーへの相談等があることを周知する。

- ・教育相談コーディネーターが、担任や教育相談主任からの情報を得て、適切に対応する。場合に応じて、外部の専門機関と連携して対応する。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童に寄り添い、守り通すという姿勢で、児童や保護者に対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと毅然とした姿勢で指導し、保護者に継続的に助言する。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや豊田市青少年相談センター（パレクとよた）のスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田・加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに豊田市青少年相談センター（パレクとよた）に報告をし、早期解決を図る。（重大事態フロー図参照）
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、市教委とも連絡を取り、足助警察署と相談して対処する。児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに足助警察署に通報し、援助を求める。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、年度当初の職員会議で示し、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価を1月に、保護者への学校評価アンケートを11月に実施し、「いじめ対策委員会」及び職員会議でいじめに関する取組の検証・見直しを行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回（前後期1回）計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。ハートサポートプログラムの一環として、校外研修のいじめに関する研修を、校内研修として伝達講習する。
- (2) 命を大切にする学びを年1回行う。本年度はパレク現職教育にて自殺防止について研修を行う。
- (3) コロナウイルス感染が増加する中で、万が一コロナウイルスに感染した児童や家族、または教職員がいじめの対象にならいように、いたわりの気持ちをもって生活できる環境を整える。
- (3) 「学校いじめ基本方針」は5月にホームページに掲載し、保護者への周知を図る。
- (4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

〈参考資料 取組の年間計画〉

	いじめ防止委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ Pへ	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談室やS Cの児童生徒、保護者への周知 ○1年生を迎える会 ○保健指導（心と体の成長） ○コロナ感染者を悪者にしない指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校HPでの「学校いじめ基本方針」の掲載
5月		<ul style="list-style-type: none"> ○現職研修①「教師向けいじめ対応マニュアル」 		<ul style="list-style-type: none"> ・あすまるアンケート 	
6月			<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル指導（ネット） 	<ul style="list-style-type: none"> ・あすまるアンケート ○教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業公開
7月		<ul style="list-style-type: none"> ○現職教育②「教員向けいじめ対応研修」伝達研修 ハートサポートプログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳科で「命の大切さ」に関わる授業 	<ul style="list-style-type: none"> ・あすまるアンケート ○教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別懇談会 ○学校ドバイザー等への報告
8月		<ul style="list-style-type: none"> ○パルク現職教育「特別支援教育」 			
9月				<ul style="list-style-type: none"> ○身体測定 ・あすまるアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業公開
10月			<ul style="list-style-type: none"> ○運動会（4色縦割り対抗） 	<ul style="list-style-type: none"> ・あすまるアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業公開
11月			<ul style="list-style-type: none"> ○こども園との交流（1年） ○いじめ防止標語作り 	<ul style="list-style-type: none"> ・あすまるアンケート ○教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者への学校評価アンケート
12月		<ul style="list-style-type: none"> ○現職研修③「いじめに関するケーススタディ」 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間 「命の大切さ」 ○赤い羽根募金活動 ○4色対抗駅伝大会 ○こども園との交流（1年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・あすまるアンケート ○教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別懇談会
1月			<ul style="list-style-type: none"> ○学芸会 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体測定 ・あすまるアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校ドバイザー等へのアンケート結果公表・年間活動報告
2月		<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○自己評価 		<ul style="list-style-type: none"> ・あすまるアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○公開授業 ○保護者会にて学校評価結果とともにいじめの状況を説明
3月		<ul style="list-style-type: none"> ○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○6年生を送る会 	<ul style="list-style-type: none"> □文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校関係者評価の実施
通年		<ul style="list-style-type: none"> ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○わかる授業の充実 ○あすっこ賞の授与 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康観察の実施 ○S Cによる相談 ○連絡ノート 	<ul style="list-style-type: none"> ○カズパトロール（月に1回）

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。